平成２３年（フ）第１７４３号
札幌市厚別区厚別中央５条４丁目16番７―101号
債務者　阿部　敏寛
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７４９号
札幌市北区新琴似３条５丁目３番５号
債務者　伊藤　晋吾
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７６８号
札幌市白石区北郷４条３丁目３番５―705号
債務者　佐々木満治
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７６９号
札幌市白石区北郷４条３丁目３番５―705号
債務者　佐々木由香利（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７７３号
札幌市南区常盤１条２丁目14番23号
債務者　島本　杏子（旧姓蒲地）
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７９１号
札幌市北区北31条西５丁目１番30号　萩中ビル203号
債務者　土居　幸夫
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７９２号
札幌市北区北31条西５丁目１番30号　萩中ビル203号
債務者　土居　孝子
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８０１号
札幌市西区西野２条８丁目３番１―106号
債務者　萩澤　絵美（旧姓石井・横田）
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８１１号
札幌市西区八軒10条西４丁目４番１号
債務者　高橋　聖一
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８１２号
札幌市西区八軒10条西４丁目４番１号
債務者　高橋麻紀子
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８１３号
札幌市西区八軒10条西４丁目４番１号
債務者　高橋亜津紗
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８３８号
北海道千歳市花園３丁目６番17号
債務者　鈴木麻奈世
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８５３号
札幌市北区新川２条２丁目12番14―２号　ニューリバー22Ⅰ201号
債務者　泉　　信一
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８６１号
北海道江別市見晴台104番地の18
債務者　畑中真由美
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８７５号
札幌市北区屯田７条４丁目２番７―206号
債務者　類家　勝美
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８８２号
札幌市中央区南７条西９丁目1031番地８　レジデンス79―２階203号
債務者　石坂　由華（旧姓岩渕）
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８８７号
札幌市北区麻生町１丁目６番21―203号
債務者　山本　恵理
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９１１号
札幌市西区八軒２条西２丁目４番12号武田セツ子方
債務者　高橋　　亨
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部